

【民生文教常任委員会 所管事務調査説明資料より抜粋】

待機児童解消加速化プランへの取り組みについて

(1) 平成25年度実施に向けた取り組み

「小規模保育事業など新制度の先取り」 グループ型家庭的保育事業の導入。保育所待機児童の大部分を占める低年齢児の待機解消のために、認可保育所の新設に加え、平成27年度末までの間年限を切って、グループ型家庭的保育事業を導入する。

ア 定員 5名定員×3グループ=15名

2か所（精道圏域，山手圏域 各1事業所） 合計30名

イ 対象児童 認可保育所を待機中で，0，1歳の児童

ウ 公募対象事業者（予定）

(ア) 芦屋市内で認可保育所を運営している法人

(イ) 芦屋市内で認可外保育所を運営している法人等

(ウ) その他芦屋市内で社会福祉事業をしており，かつ他市で認可保育所を運営している法人（NPO，株式会社を含む）

エ 開設までのスケジュール

(ア) 平成25年10月 事業者公募

(イ) 平成25年10月下旬 事業者選定及び決定

(ウ) 平成25年11月～12月 開設準備

(I) 平成26年 1月 事業所開設予定

(2) 平成26年度実施予定に向けた取り組み

「認可を目指す認可外保育施設への支援」

認可保育所又は認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対する支援について県と協議中。